

## 大仙市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づく運用基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、大仙市特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和5年大仙市訓令第6号）第3条第2項及び第6条第2項に規定する運用基準について定めるものとする。

## (工種及び工事費)

第2条 市内業者を取り巻く社会情勢を考慮して、当分の間、原則として次の工事については技術的難易度にかかわらず、特定建設工事共同企業体に発注するものとする。

格付工種	工事費	格付工種	工事費
一般土木	1億5千万円以上	舗装	1億5千万円以上
建築一式	3億円以上	電気通信	1億円以上
電気	1億円以上	水道施設	1億円以上
給排水	1億円以上	その他工種	1億円以上

注1) 市内業者で施工可能な工事については、大仙市入札契約資格等審査実施要綱第12条第1項ただし書きの規定の適用があるものとして、市内・市内JVとすることとし、それ以外の工事についても可能な限り市外業者（準市内業者を含む。）と市内業者とのJVとして発注する。

注2) 異工種JVについては、その工事内容等必要性を勘案して発注することとし、構成員には市内業者を活用する。

## (構成員の入札参加要件)

第3条 構成員の数、組合せ及び資格等は、原則として別表のとおりとする。

## 附 則

この基準は、平成17年6月24日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。

## 大仙市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について

## 第3条 別表 構成員の入札参加要件

格付工種	金額区分	構成員数	各構成員の入札参加要件					
			代表者		構成員1		構成員2	
			総合評定値	施工実績等	総合評定値	施工実績等	総合評定値	施工実績等
一般土木	1.5億円～	2	940点以上	-	-	-	/	/
	3億円～	2又は3	940点以上	要	-	-	-	-
建築一式	3億円～	2	960点以上	-	-	-	/	/
	4億円～	2又は3	960点以上	要	-	-	-	-
電気	1億円～	2	850点以上	-	-	-	/	/
	2億円～	2又は3	850点以上	要	-	-	-	-
給排水	1億円～	2	870点以上	-	-	-	/	/
	2億円～	2又は3	870点以上	要	-	-	-	-
舗装	1.5億円～	2	-	-	-	-	/	/
	3億円～	2又は3	-	要	-	-	-	-
電気通信	1億円～	2	-	要	-	-	/	/
水道施設	1億円～	2	820点以上	-	-	-	/	/
	3億円～	2又は3	820点以上	要	-	-	-	-
その他工種	1億円～	2	-	要	-	-	/	/

※ 工事費がおおむね5億円以上（建築一式工事にあつては6億円以上、電気工事及び機械設備工事にあつては3億円以上）の工事については、工事の規模や内容に応じて構成員数を4とすることもできるものとする。

※ 代表者を市外業者とする工事のうち、高度又は特殊な技術力を要する工事であつて、当該工事に占める代表者が有する特別な技術が求められる部分が相当大きいと認められる工事については、構成員数を2とすることもできるものとする。

※ 代表者及び構成員に求める総合評定値については、原則、「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について」の値を準用するものとする。

※ 代表者及び構成員に求める建設業許可要件については、原則、特定建設業許可を有する者とするが、代表者を除く構成員においては、工事の難易度を勘案したうえで、一般建設業許可を有する者も加えた要件とすることができるものとする。

※ 構成員に求める等級については、原則、最上位の等級に格付された者のみとする。ただし、適正な共同施工が確保できると認められる場合は第2位等級に格付された者を含めた組合せとすることができるものとする。